

天海訴訟を支援する会

ニュース 2020/10/14 No. 26

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
幕張グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621
<http://amagai65.iinaa.net/>

会費・カンパ等 振込先
〒振替 00260-0-87731
「天海訴訟を支援する会」
通信欄に「会費」「カンパ」等一言を

裁判所への要請署名にご協力を

団体署名は現在 470、目標は 1,000 もう一回り広げてください

「裁判所が原告の声に耳を傾け、適切な審理の上、判決を下されることを切に望みます」との署名に取り組んでいます。全国の皆様に協力を要請したところ、10月9日現在で約470の諸団体から署名をお寄せいただきました。誠にありがとうございます。多くの障害者団体をはじめ、福祉施設、労働組合、年金組合、商工会など様々な分野の団体に広がっています。署名に合わせて激励の言葉も多数いただきました。

支援する会では 1,000 の団体から署名を集めようと、高い目標をもって進めています。もう一回り大きく広げていただきますよう、お願いいたします。

団体の支部、分会の単位まで署名を集めてください。

11月末までに FAX ではなく、郵送で送ってください。

署名について、4ページもご覧ください。



<次回:第23回口頭弁論>

2020年 **12月15日(火)** 14:00 開廷

12:30～ きぼーる 前で街頭宣伝 裁判所まで行進
閉廷後、県弁護士会館で報告集会の予定

どのような生活を送るかは 障害者自身が決定すること

きょうされん 広報委員会の取材に答えました

浅田裁判と天海裁判の

違いは何か

浅田さんが重度訪問介護を利用しているのに対し、天海さんは居宅介護の利用者です。つまり、65歳問題であると同時に中軽度者外しの問題についても問うています。

「中軽度なことから何とか生活できるだろう」というイメージがつけられることも問題ですし、千葉市からは「月7万円の障害者年金で生活している人もいる」という主張が出てきたことにも怒りを覚えます。

千葉市の対応について4つの問題を指摘したいです。第1に65歳という年齢で障害者を区別すること、第2に自立支援給付を強引に打ち切ったこと、第3に介護保険では月1万5千円の自己負担が発生すること、第4に障害者の「自ら選択する権利」や社会参加を阻害する、ということです。

千葉市は「福祉サービスがストップすれば、天海さんが生活できないことはわかっていた」、そのうえで「総合支援法第7条により、介護保険を申請しなければ障害者福祉サービスも介護保険も使えないことはやむを得ないと考えていた」などと主張しました。しかし浅田裁判でも明らかになったとおり、第7条は介護保険と障害者福祉サービスの併給を避けるための規定です。

また、65歳になったから介護保険に移行しなければならない、ということも納得できません。

9月4日口頭弁論で被告千葉市に「宿題」が出されました

裁判長が被告の千葉市に、①天海さんと話し合いをせず一方的に福祉を打ち切ったこと、②このようなことが行政の対応と

原告 天海正克 さん



して正当性があるのか——の2点について、納得できる説明をするように求めました。

これによって法的にも心情的にも問題点がより明確になると期待しています。

原告 天海正克さんの言葉

私がなぜ介護保険への移行を拒否したかということ、これまで築いてきた障害者運動の成果を反故にしたくなかったからです。障害者自立支援法によって1割の「応益負担」が導入されましたが、全国の仲間の闘いを通じて、障害者総合支援法では低所得

者の障害福祉サービス利用料が無料となったのです。私は介護保険の申請を拒否したことで、すべての介護が打ち切られ、月14万円の全額自己負担で介護を受けることになりました。そこでやむを得ず介護保険を申請しましたが、泣き寝入りすることはできません。

日本国憲法・障害者権利条約・障害者基本法などに年齢制限はありません。また、障害者がどこに住み、どんな生活を送るかは障害者自身が決定することです。障害者自立支援法違憲訴訟における「基本合意」と「骨格提言」の実現を求めて運動を続けていきます。

.....



《全国からの励ましのお手紙》

・岡山の浅田訴訟につづき、とても大事な裁判ですね。まずは、天海さんの、そして、障害のある人にとっての権利が保障されることを願って、埼玉から応援しています。法律や制度がこうだから・・・ではなく、一人ひとりにとって本当に必要なことを行政にも考えていただきたいものです。(埼玉 やどかり情報館 伊藤)

・お疲れ様です。天海さん訴訟の団体署名を取り急ぎ送付します。天海さんや地元で支援する皆様には、コロナの中で大変だと思いますが、頑張ってください。公正な判

決になるよう切望しています。皆様頑張ってください。(埼玉 斎藤なを子)

・天海さんの団体署名を送らせていただきます。これは、天海さんだけの問題ではなく、障害をもつ方すべてに関わる問題ですね。公正な判決がくだされることを願っております。頑張ってください。(愛知 社会福祉法人ゆたか福祉会 あかつき共同作業所 源平由佳)

・私自身、ヘルパーで付き添いとして岡山の浅田裁判に何度か行かせていただきました。こんなにお金や時間をかけたり、プライベートをさらけ出したりして当事者が訴えないといけないことなのか、当事者のことがわかっていない人たちが制度を作る側にいる恐ろしさなどを感じました。天海さんも長い間頑張っておられるので、早く自分の生活のことを考えられるように、完全勝訴という形で終わることを、遠くからですが、願っています。全国民のために頑張っている天海さんや支えておられる皆様のご尽力に敬意を表します。(広島 NPO希望のいりぐち サポートセンターゆいねっと 山田大史)



裁判所への要請署名にご協力を

締め切りは11月末。皆さまが所属する団体やお知り合いの団体にも呼び掛けていただき、同封の用紙に署名をいただいでください。

送付先・支援する会事務局

〒262-0032

千葉市花見川区幕張町5-417-222

幕張グリーンイツ109 障千連内

天海訴訟を支援する会

Faxではなく **郵送**でお願いします。

ネットを利用した個人署名も同時に行っております。<下記アドレスから>

裁判所も社会の動向を見ています。多くの団体からの要請が力になります



ネット署名用
QRコード



★署名用紙は天海訴訟を支援する会のHPからもダウンロードできます。

: <https://amagai65.iinaa.net/>

★ネット署名(個人)はこちらから

: <http://chnng.it/5nqCxNWX>

千葉地方裁判所へ

要望事項

1. 浅田訴訟の先例にならない、介護保険制度に申請しないことを事由とした障害福祉サービスを打ち切ることを承認しないで下さい。
2. 障害福祉サービスは障害者が日常生活を送るために必要最低限の支援を給付するものです。判決にあたって、この給付の削減がされた場合、障害者は最低限の生活を維持することが困難になるという実態を十分に踏まえてください。

事務局にご支援を

支援する会の事務局が人手不足です。

企画立案や、事務作業などをお手伝いしていただける方ぜひご協力ください。

通常、隔週水曜日午後15時に障千連事務所で行っています。どなたでも、よろしく願いいたします。



9月4日口頭弁論後の報告集会